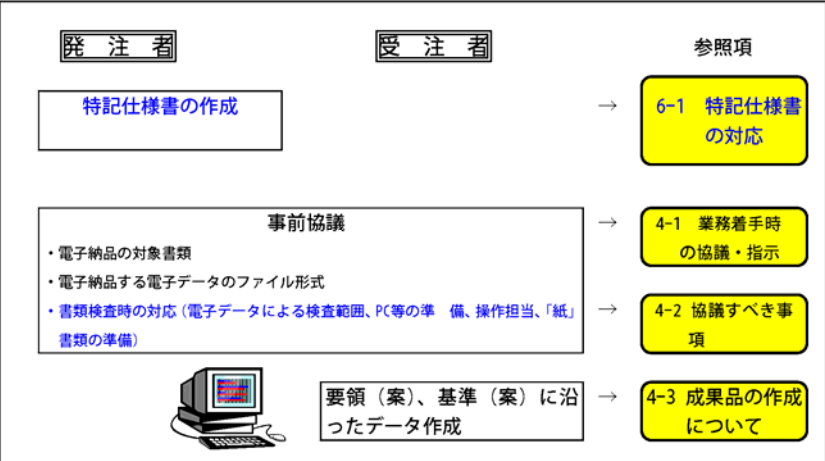
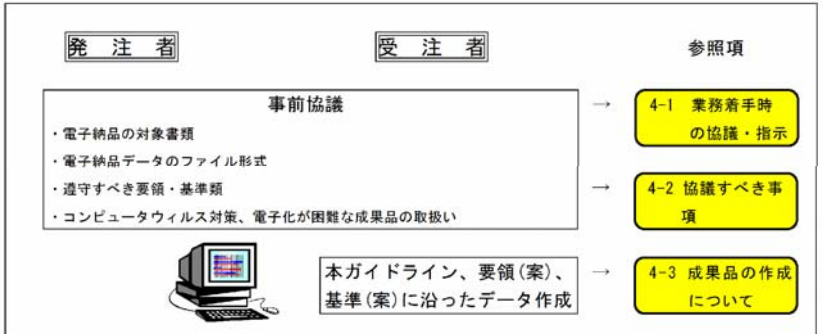


土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン(案) 新旧対照表

平成 25 年 8 月
奈良県県土マネジメント部

- ・現行は、平成 17 年 4 月版（青色は、本改定で削除または修正となる部分）
- ・改定は、平成 25 年 8 月版（赤色は、本改定で削除または修正となる部分）

(表紙) 表紙		
現 行 (平成 17 年 4 月版)	改 定 (平成 25 年 8 月版)	適 用
<p>表紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 5px;">土木設計業務等の電子納品 運用ガイドライン (案)</p> <p>平成 17 年 4 月 奈良県土木部</p> </div>	<p>表紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 5px;">土木設計業務等の電子納品 運用ガイドライン(案)</p> <p>平成 25 年 8 月 奈良県県土マネジメント部</p> </div>	<p>・変更(改訂年月)</p> <p>・変更(部署名)</p>

(P1、2) 1. 本ガイドライン（案）の取扱い		
現 行（平成 17 年 4 月版）	改 定（平成 25 年 8 月版）	適 用
<p>1. 本ガイドライン(案)の取扱い</p> <p>1-1 目的</p> <p>「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン（案）」は、奈良県発注の土木設計業務等において、電子納品を実施するにあたり、電子納品の適用基準類、発注者が留意すべき事項等を示したものである。</p> <p>なお本ガイドライン（案）は、電子納品試行の進展に応じて、順次見直しを図っていく予定である。</p> <p>1-3 標準的な土木設計業務等の電子納品の流れ</p> <p>標準的な土木設計業務等の電子納品の流れを図 1-1 に示す。</p> 	<p>1. 本ガイドライン(案)の取扱い</p> <p>1-1 目的</p> <p>「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン（案）」は、奈良県発注の土木設計業務等において、電子納品を実施するにあたり、電子納品の適用基準類、受注者と発注者が留意すべき事項等を示したものである。</p> <p>なお本ガイドライン（案）は、電子納品の進展に応じて、順次見直しを図っていく予定である。</p> <p>1-3 標準的な土木設計業務等の電子納品の流れ</p> <p>標準的な土木設計業務等の電子納品の流れを図 1-1 に示す。</p> 	<p>・変更 (ガイドライン対象者)</p> <p>・削除 特記仕様書の記述を削除</p> <p>・削除 事前協議から書類検査時の対応を削除し、事前協議項目を追加</p>

(P3) 2. 電子納品の基準等																										
現 行（平成 17 年 4 月版）	改 定（平成 25 年 8 月版）	適 用																								
<p>2-1 電子納品の対象とする成果品</p> <p>土木設計業務等に関する電子納品については、表2-1に示す奈良県土木部の「土木設計業務等委託必携」の共通仕様書で規定される成果品を対象とする。なお、電子納品の本格導入に対応して共通仕様書各種規程等を改定する時期までは、電子納品実施のために必要な措置を特記仕様書等で対応する。</p> <p style="text-align: center;">表2-1 奈良県共通仕様書</p> <table border="1" data-bbox="203 523 958 746"> <thead> <tr> <th>業務種別</th> <th>共通仕様書</th> <th>発行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量業務</td> <td>測量作業共通仕様書</td> <td>奈良県</td> </tr> <tr> <td>地質業務</td> <td>地質調査共通仕様書</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>土木設計業務</td> <td>設計業務委託共通仕様書</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2 準拠する要領・基準</p> <p>(中略)</p> <p>各要領（案）、基準（案）等については、国土交通省国土技術政策総合研究所等のホームページから入手できる。</p>	業務種別	共通仕様書	発行者	測量業務	測量作業共通仕様書	奈良県	地質業務	地質調査共通仕様書	〃	土木設計業務	設計業務委託共通仕様書	〃	<p>2-1 電子納品の対象とする成果品</p> <p>土木設計業務等に関する電子納品については、表 2-1 に示す奈良県土木部の「土木設計業務等委託必携」の共通仕様書で規定される成果品を対象とする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-1 奈良県共通仕様書</p> <table border="1" data-bbox="1059 528 1809 740"> <thead> <tr> <th>業務種別</th> <th>共通仕様書</th> <th>発行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量業務</td> <td>測量業務共通仕様書</td> <td>奈良県</td> </tr> <tr> <td>地質業務</td> <td>地質・土質調査業務共通仕様書</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>土木設計業務</td> <td>土木設計業務等共通仕様書</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2 準拠する要領・基準</p> <p>(中略)</p> <p>各要領・基準（案）等については、国土交通省のホームページから入手できる。また、要領基準類のほか電子成果品のチェックシステム、SXF ブラウザを無償公開しており、以下の Web サイトから入手できます。</p> <p>国土交通省「CALs/EC 電子納品に関する要領基準」 http://www.cals-ed.go.jp/ 国土交通省「官庁営繕の電子納品関係資料」 http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_cals.htm</p>	業務種別	共通仕様書	発行者	測量業務	測量業務共通仕様書	奈良県	地質業務	地質・土質調査業務共通仕様書	〃	土木設計業務	土木設計業務等共通仕様書	〃	<p>・削除 特記仕様書の記述を削除</p> <p>・変更 共通仕様書の名称を現在の名称に変更</p> <p>・変更 各要領・基準(案)の入手先を変更 SXF ブラウザや電子納品チェックシステムの入手可能なことを追加</p>
業務種別	共通仕様書	発行者																								
測量業務	測量作業共通仕様書	奈良県																								
地質業務	地質調査共通仕様書	〃																								
土木設計業務	設計業務委託共通仕様書	〃																								
業務種別	共通仕様書	発行者																								
測量業務	測量業務共通仕様書	奈良県																								
地質業務	地質・土質調査業務共通仕様書	〃																								
土木設計業務	土木設計業務等共通仕様書	〃																								

(P4) 2. 電子納品の基準等

現 行（平成 17 年 4 月版）

改 定（平成 25 年 8 月版）

適 用

表 2-2 電子納品要領・基準類・ガイドライン

要領・基準・ガイドライン名称	発行月	摘 要	ダウンロードサービス	
土木設計業務等の電子納品要領(案)	H16.6	業務成果品の電子納品全体に関する要領	国土交通省国土技術政策総合研究所 http://www.nilim-ed.jp/	
CAD製図基準(案)	H16.6	電子図面等を作成する際の基準		
地質・土質調査成果電子納品要領(案)	H16.6	地質調査結果を電子化する際の要領		
デジタル写真管理情報基準(案)	H16.6	電子写真を作成する際の基準		
測量成果電子納品要領(案)	H16.6	測量成果を電子納品する際の仕様		
土木設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編	H16.6	電気通信設備に関する業務成果品の電子納品全体に関する要領		
CAD製図基準(案)電気通信設備編	H16.6	電気通信設備に関する電子図面等を作成する際の基準		
土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編	H16.3	機械設備工事に関する業務成果品の電子納品全体に関する要領		
CAD製図基準(案)機械設備工事編	H16.3	機械設備工事に関する電子図面等を作成する際の基準		
電子納品運用ガイドライン(案)	H16.10	発注者向けの電子納品を実施するための指針		
CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	H16.10	発注者向けのCADデータの取り扱いに関する指針		
現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)〔土木設計業務編〕	H14.2	土木設計業務成果品の電子納品で協議する事項や考え方をまとめたもの		
現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)〔地質・土質調査編〕	H15.1	地質・土質調査成果品の電子納品で協議する事項や考え方をまとめたもの		
現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)〔測量編〕	H15.8	測量の電子納品で協議する事項や考え方をまとめたもの		
営繕工事電子納品要領(案)	H14.11	営繕工事における電子納品全体に関する要領		国土交通省大臣官房官庁営繕部 http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/cals/cals.htm
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)	H14.11	発注者向けの電子納品を実施するための指針		
建築設計業務等電子納品要領(案)	H14.11	業務成果品の電子納品全体に関する要領		
建築CAD図面作成要領(案)	H14.11	設計図及び完成図のCADデータの作成方法		

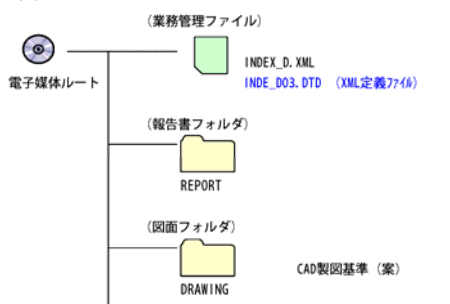
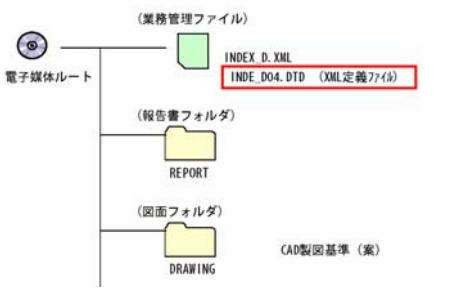
※平成17年4月現在

表 2-2 電子納品要領・基準類・ガイドライン

分 野	要領・基準・ガイドライン名	策定年月	策定者	
電子納品要領	土木設計業務等の電子納品要領(案)	H20.5	国土交通省	
	CAD製図基準(案)	H20.5	〃	
	一般土木	デジタル写真管理情報基準(案)	H20.5(※1)	〃
	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	H20.12	〃	
	測量成果電子納品要領(案)	H20.12	〃	
	電 気	土木設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編	H16.6	〃
	CAD製図基準(案)電気通信設備編	H16.6	〃	
	機 械	土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編	H18.3	〃
	CAD製図基準(案)機械設備工事編	H18.3	〃	
	営 繕	建築設計業務等電子納品要領	H24年版	〃
ガイドライン	一般土木	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	H21.6	〃
	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	H21.6	〃	
	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	H22.8	〃	
	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	H21.6	〃	
	電 気	電子納品運用ガイドライン(案)【電気通信設備編】	H16.5	〃
	機 械	電子納品運用ガイドライン(案)機械設備工事編【業務】	H18.3	〃
	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】	H18.3	〃	
	営 繕	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	H24年版	〃

※1 ただし、電気分野、機械分野については、デジタル写真管理情報基準(案)の策定年月“平成18年1月”を適用とする。



・変更
適用要領の策定年月をH20.5ベースに変更
国土省工事の最新の要領・基準の改定年月はH22.9だが、情報共有の利用を前提にしているため採用しない。
また他の多くの自治体も非採用

(P5、6) 3. 土木設計業務等の電子納品対象範囲	現 行（平成 17 年 4 月版）	改 定（平成 25 年 8 月版）	適 用																																												
<p>3. 土木設計業務等の電子納品対象範囲</p> <p>3-1 電子納品の対象書類のフォルダ構成 (中略)</p>  <p>(中略)</p> <p>3-2 ファイル形式</p> <p>電子納品対象性佳品のファイル形式は表3-1のとおりである。</p> <p>表 3-1 調査設計業務の電子納品ファイル形式</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="168 1077 974 1340"> <tr> <td rowspan="6">測量作業</td> <td rowspan="6">測量データ</td> <td>基準点測量</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/KITEN</td> <td rowspan="6">測量成果電子納品要領 (案)</td> </tr> <tr> <td>水準測量</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/SIJUN</td> </tr> <tr> <td>地形測量</td> <td>DM、PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/CHIKI</td> </tr> <tr> <td>路線</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/ROSEN</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/KASEN</td> </tr> <tr> <td>用地測量</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/YOUCHI</td> </tr> </table>	測量作業	測量データ	基準点測量	PDF、TXT等	SURVEY/KITEN	測量成果電子納品要領 (案)	水準測量	PDF、TXT等	SURVEY/SIJUN	地形測量	DM、PDF、TXT等	SURVEY/CHIKI	路線	PDF、TXT等	SURVEY/ROSEN	河川	PDF、TXT等	SURVEY/KASEN	用地測量	PDF、TXT等	SURVEY/YOUCHI	<p>3. 土木設計業務等の電子納品対象範囲</p> <p>3-1 電子納品の対象書類のフォルダ構成 (中略)</p>  <p>(中略)</p> <p>3-2 ファイル形式</p> <p>電子納品対象成果品のファイル形式は、表 3-1 のとおりである。</p> <p>表 3-1 調査設計業務の電子納品ファイル形式</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1019 1077 1825 1364"> <tr> <td rowspan="7">測量作業</td> <td rowspan="7">測量データ</td> <td>基準点測量</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/KITEN</td> <td rowspan="7">測量成果電子納品要領(案)</td> </tr> <tr> <td>水準測量</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/SIJUN</td> </tr> <tr> <td>地形測量及び写真測量</td> <td>DM、PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/CHIKI</td> </tr> <tr> <td>路線測量</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/ROSEN</td> </tr> <tr> <td>河川測量</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/KASEN</td> </tr> <tr> <td>用地測量</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/YOUCHI</td> </tr> <tr> <td>その他の応用測量</td> <td>PDF、TXT等</td> <td>SURVEY/OTHERSOYO</td> </tr> </table>	測量作業	測量データ	基準点測量	PDF、TXT等	SURVEY/KITEN	測量成果電子納品要領(案)	水準測量	PDF、TXT等	SURVEY/SIJUN	地形測量及び写真測量	DM、PDF、TXT等	SURVEY/CHIKI	路線測量	PDF、TXT等	SURVEY/ROSEN	河川測量	PDF、TXT等	SURVEY/KASEN	用地測量	PDF、TXT等	SURVEY/YOUCHI	その他の応用測量	PDF、TXT等	SURVEY/OTHERSOYO	<p>・変更(DTD) 適用要領変更にもなう DTD バージョン変更</p> <p>・修正 誤字修正</p> <p>・修正、追加 測量成果の適用基準策定年月の変更にともなう項目名の修正と追加</p>
測量作業			測量データ	基準点測量	PDF、TXT等		SURVEY/KITEN	測量成果電子納品要領 (案)																																							
				水準測量	PDF、TXT等		SURVEY/SIJUN																																								
				地形測量	DM、PDF、TXT等		SURVEY/CHIKI																																								
				路線	PDF、TXT等		SURVEY/ROSEN																																								
				河川	PDF、TXT等		SURVEY/KASEN																																								
	用地測量	PDF、TXT等		SURVEY/YOUCHI																																											
測量作業	測量データ	基準点測量	PDF、TXT等	SURVEY/KITEN	測量成果電子納品要領(案)																																										
		水準測量	PDF、TXT等	SURVEY/SIJUN																																											
		地形測量及び写真測量	DM、PDF、TXT等	SURVEY/CHIKI																																											
		路線測量	PDF、TXT等	SURVEY/ROSEN																																											
		河川測量	PDF、TXT等	SURVEY/KASEN																																											
		用地測量	PDF、TXT等	SURVEY/YOUCHI																																											
		その他の応用測量	PDF、TXT等	SURVEY/OTHERSOYO																																											

(P7) 4. 電子成果品の作成		
現 行（平成 17 年 4 月版）	改 定（平成 25 年 8 月版）	適 用
<p>4. 電子成果品の作成</p> <p>4-1 業務着手時の協議・指示 (中略)</p> <p>4-2 協議すべき事項 受発注者間における事前協議の主な項目は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 電子納品対象項目 2) 電子納品データの作成/確認ソフトウェア及びファイル形式の確認 3) 遵守すべき要領・基準類 4) コンピューターウイルス対策 5) 電子化が困難な成果品の取扱い <p>4-3 成果品の作成について (1) 成果品の管理項目 (中略)</p> <p>「業務管理項目」は成果品の電子データファイルを検索、参照、再利用するなど活用していくための業務の属性項目であり、業務管理ファイル（INDEX_D、XML）※は「業務管理項目」の電子データファイルである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「設計書コード」については、発注者機関毎に業務1件につき固有の番号として付されるもので、発注者機関の指示に従い記入すること。 2) 業務管理ファイルのうちTECRIS入力項目について（TECRIS未登録業務の扱い） <ul style="list-style-type: none"> ・TECRIS未登録業務についても、TECRISに準じて記入すること。 ・会社コードを持たない受注者は「受注者コード」を「0」とする。 ・TECRIS登録番号がない業務は「TECRIS登録番号」を「0」とする。 3) フォルダに格納するデータがない場合は、そのフォルダ直下のXMLとDTDファイルを削除すること。 	<p>4. 電子成果品の作成</p> <p>4-1 業務着手時の協議・指示 (中略)</p> <p>4-2 協議すべき事項 受発注者間における事前協議の主な項目は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 電子納品対象項目 2) 電子納品データのファイル形式の確認 3) 遵守すべき要領・基準類 4) コンピューターウイルス対策 5) 電子化が困難な成果品の取扱い <p>4-3 成果品の作成について (1) 業務管理項目 (中略)</p> <p>「業務管理項目」は成果品の電子データファイルを検索、参照、再利用するなど活用していくための業務の属性項目である。また、業務管理ファイル(INDEX_D.XML)※は「業務管理項目」の電子データファイルである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計書コード 「設計書コード」については、奈良県土木事務管理システムの施行番号とし、業務着手時に発注者から受注者へ指示を行うこと。 (例)「1305054239999」(※ハイフン「-」を省き、計13桁になるようにすること。) 2) TECRIS への入力項目（TECRIS 未登録業務の扱い） <ul style="list-style-type: none"> ・TECRIS 未登録工事についても、TECRIS に準じて記入すること。 ・会社コードを持たない受注者は「受注者コード」を「0」とする。 ・TECRIS 登録番号がない工事は「TECRIS 登録番号」を「0」とする。 3) 住所情報 TECRIS の「業務対象地域コード一覧表」に基づいて、業務該当地域の住所コード（市町村単位）を記載し、同地域の住所を県名から番地まで、知り得る範囲内で記載する。 ※特定の地域に該当しない場合は、代表箇所について記載する。 ※合併等により市町村名に変更があった場合、「住所コード」には合併・変更前の旧市町村のコードを入力し、「住所」には新名称を入力してください。 	<p>・修正 事前協議チェックシートにあわせて項目を修正</p> <p>・変更 タイトルの変更</p> <p>・変更(設計書コード) 特に明記していなかった項目を、土木事務管理システムの固有の番号とした。</p> <p>・追加(住所情報) 合併した市町村のコードの運用を明記</p>

(P8、9) 4. 電子成果品の作成	改定（平成25年8月版）	適用
<p> 現行（平成17年4月版） </p> <p> ※【参考 INDEX_D.XML 記入例】 </p> <pre> <?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS" ?> <!DOCTYPE gyomudata (View Source for full doctype...)> <gyomudata DTD_version="03"> <基礎情報> <メディア番号>2</メディア番号> <メディア総枚数>3</メディア総枚数> <適用要領基準>土木200406-01</適用要領基準> <報告書フォルダ名>REPORT</報告書フォルダ名> <報告書オリジナルファイルフォルダ名>REPORT/ORG</報告書オリジナルファイルフォルダ名> </基礎情報> <図面フォルダ名>DRAWING</図面フォルダ名> <写真フォルダ名>PHOTO</写真フォルダ名> <測量データフォルダ名>SURVEY</測量データフォルダ名> <地質データフォルダ名>BORING</地質データフォルダ名> </基礎情報> <業務件名等> <業務実績システムバージョン番号>4.0</業務実績システムバージョン番号> <業務実績システム登録番号>3000041690</業務実績システム登録番号> <設計書コード>835070058</設計書コード> <業務名称>〇〇川流域総合治水計画業務</業務名称> </業務件名等> <住所情報> <住所コード>12204</住所コード> <住所>〇〇県△△市××町〇丁目〇〇番地</住所> </住所情報> <履行期間-着手>2004-10-01</履行期間-着手> <履行期間-完了>2005-03-25</履行期間-完了> </業務件名等> <場所情報> <測地系>00</測地系> <水系-路線情報> <対象水系路線コード>19303</対象水系路線コード> <対象水系路線名>〇〇川</対象水系路線名> <現道-旧道区分>00</現道-旧道区分> </pre> <p>(中略)</p>	<p> 4) 場所情報（境界座標情報） </p> <p> 境界座標情報は、「電子納品保管管理システム」等において業務箇所を地図上に示す重要な情報であり、必須記入項目になります。国土地理院の『測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス』等を利用して境界座標を取得し、入力します。 </p> <p> 特定の地域に該当しない場合は、代表箇所について記載し、「99999999（対象地域なし）」はできる限り使用しないこと。 </p> <p> 境界座標入力支援サービス → http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html </p> <p> ※【参考 INDEX_D.XML 記入例】 </p> <pre> <?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS" ?> <!DOCTYPE gyomudata SYSTEM "INDE_D04.DTD"> <gyomudata DTD_version="04"> <基礎情報> <メディア番号>2</メディア番号> <メディア総枚数>3</メディア総枚数> <適用要領基準>土木 200805-01</適用要領基準> <報告書フォルダ名>REPORT</報告書フォルダ名> <報告書オリジナルファイルフォルダ名>REPORT/ORG</報告書オリジナルファイルフォルダ名> <図面フォルダ名>DRAWING</図面フォルダ名> <写真フォルダ名>PHOTO</写真フォルダ名> <測量データフォルダ名>SURVEY</測量データフォルダ名> <地質データフォルダ名>BORING</地質データフォルダ名> </基礎情報> <業務件名等> <業務実績システムバージョン番号>4.0</業務実績システムバージョン番号> <業務実績システム登録番号>3000041690</業務実績システム登録番号> <設計書コード>1305054239999</設計書コード> <業務名称>〇〇川流域総合治水計画業務</業務名称> </業務件名等> <住所情報> <住所コード>29201</住所コード> <住所>奈良県奈良市〇〇町△△番地</住所> </住所情報> <履行期間-着手>2012-05-21</履行期間-着手> <履行期間-完了>2013-03-22</履行期間-完了> </業務件名等> <場所情報> <測地系>01</測地系> <水系-路線情報> <対象水系路線名>〇〇川</対象水系路線名> <対象河川コード>8606040001</対象河川コード> </pre> <p> ※設計書コードは、奈良県土木事務管理システムの施行番号（ハイフン「-」を除き13桁）発注者が指示を行う。 </p>	<p> 適用 </p> <p> ・追加(境界座標情報) 座標情報を「99999999（対象地域なし）」を使用しないように明記 </p> <p> 境界座標入力支援サービスの URL を追加 </p> <p> ・変更(INDEX_D.XML) 適用要領の変更にもないINDEX_D.XML 記入例を変更 </p> <p> ・追加(設計書コード) 問合せの多い重要事項のため、吹き出して補足説明 </p>

(P11) 4. 電子成果品の作成	改定（平成25年8月版）	適用
<p>現行（平成17年4月版）</p> <p>(5) 図面ファイル (中略)</p> <p>1) CADデータ交換フォーマット CADデータ交換フォーマットは原則としてSXF(sfc)形式による納品を基本とする。 ただし、対応できる環境が伴わない場合等については、受発注者間の事前協議により決定すること。</p> <p>2) ファイル名 CADデータのファイル名は次の規則によるものとする。</p> <p>○▲□□●●●△.拡張子</p> <p>○ ライフサイクル：半角英字1文字（S-測量、D-設計、C-施工、M-維持管理） ▲ 整理番号：半角数字1文字（0-概略設計、1-予備設計、2-詳細設計、3-設計業務その他、4-地質調査、5-測量業務） □□ 図面種類：半角英字2文字（ex. 平面図：PL） ●●● 図面番号：半角数字3文字（001～999） △ 改訂履歴：半角英数大文字1文字（0～9、A～Y、最終はZとする）</p> <p>なお、図面種類等でCAD製図基準（案）のファイル名一覧に該当しないファイル名をつけるなど、上記によらない場合は、受発注者間で協議して取り決めるものとし、協議した結果は図面管理ファイル（DRAWING.XML）のその他「受注者説明文」に記述するものとする。</p> <p>3) SXFのバージョン SXF Ver2.0 レベル2とする。</p> <p>4) 基準が示されていないレイヤ名の取り扱い 「CAD製図基準（案）」に示されていないレイヤ名については、構成要素を考慮してレイヤ名称を新たに決定できるほか、これにより難しい場合は、「CAD製図基準（案）2-10 レイヤ名」の解説で示す、「OTRS」を図面オブジェクトとして使用することができる。</p> <p>5) 設計図面のオリジナルファイル 設計図面のオリジナルファイルは電子納品対象外であるが、電子納品を求める場合には業務着手時に受発注者間で協議のうえ、納品の有無を決定すること。なお、オリジナルファイルを電子納品する場合のデータ格納場所は「DRAWING/OTHS」とし、XMLには記述しないこととする。</p>	<p>(5) 図面ファイル (中略)</p> <p>1) CADデータ交換フォーマット CADデータ交換フォーマットは原則としてSXF(sfc)形式による納品を基本とする。</p> <p>2) ファイル名 CADデータのファイル名は次の規則によるものとする。</p> <p>○▲□□●●●△.拡張子</p> <p>○ ライフサイクル：半角英大文字1文字（S-測量、D-設計、C-施工、M-維持管理） ▲ 整理番号：半角英数大文字1文字（0-概略設計、1-予備設計、2-詳細設計、3-設計業務その他、4-地質調査、5-測量業務） □□ 図面種類：半角英大文字2文字（ex. 平面図：PL） ●●● 図面番号：半角数字3文字（001～999） △ 改訂履歴：半角英数大文字1文字（0～9、A～Y、最終はZとする）</p> <p>なお、図面種類等でCAD製図基準（案）のファイル名一覧に該当しないファイル名をつけるなど、上記によらない場合は、受発注者間で協議して取り決めるものとし、協議した結果は図面管理ファイル（DRAWING.XML）の「追加図面種類」、その他「受注者説明文」に記述するものとする。</p> <p>3) SXFのバージョン SXF Ver2.0 レベル2以上とする。</p> <p>4) 基準が示されていないレイヤ名の取り扱い 「CAD製図基準（案）」の付属資料2のレイヤ名一覧に示されていないレイヤ名については、構成要素を考慮してレイヤ名称を新たに決定できる。その場合は、作成したレイヤ名および作図内容の概要を図面管理項目の「新規レイヤ名（略語）」「新規レイヤ名（概要）」に記述する。 また、「OTRS」を図面オブジェクトとして使用することができる。 (例) D-OTRS ※「OTRS」は図面管理項目に記述しなくても使用可能。 OTRSを使用する場合は、3階層目以降は使用しない。</p> <p>5) 設計図面のオリジナルファイル 設計図面のオリジナルファイルは電子納品対象外であるが、電子納品を求める場合には業務着手時に受発注者間で協議のうえ、納品の有無を決定すること。なお、オリジナルファイルを電子納品する場合のデータ格納場所は「DRAWING/OTHS」とし、XMLには記述しないこととする。</p>	<p>・修正 CAD製図基準の変更に伴い修正</p> <p>・追加 「追加図面種類」にも記述しないと電子納品検査システムでエラーが得るため追加</p> <p>・追加 SXF Ver2.0レベル2固定では、背景色などの問題があるため“以上”の記述を追加</p> <p>・追加 「新規レイヤ名」にも記述しないと電子納品検査システムでエラーが得るため追加</p>

(P12、13) 4. 電子成果品の作成	改定（平成25年8月版）	適用
<p style="text-align: center;">現行（平成17年4月版）</p> <p>(6)写真ファイル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 調査等で撮影する写真データを写真台帳として納品する場合は、「デジタル写真管理情報基準（案）」に準拠して、成果品を作成するものとする。 </div> <p>写真ファイルの取り扱いについて、写真データを写真台帳として納入する場合は、H14年 度 7月に改訂されたデジタル写真管理情報基準（案）に準拠することを原則とする。写真台帳形式意外のものについては、以下の扱いとする。</p> <p>（中略）</p> <p>4-4 成果品について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 試行案件における電子納品成果の提出は、CD-Rに納めた電子データを2部（正・副）提出するとともに製本版1部（報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部）と原図1式を納品するものとする。 </div> <p>（中略）</p> <p>2) CD-Rのフォーマットは、ISO9660フォーマット（レベル1）とする。</p> <p>3) CD-Rは、正・副各一部ずつを納めるものとし、下記により保管管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子成果品（正）は、事務所にて保管管理する。 ・電子成果品（副）は、技術管理課にて保管管理する。 <p>4) 納品するCD-Rに用いるラベルには、以下のような情報を明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書コード ・ 業務名称、業務箇所地名 	<p>(6)写真ファイル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 調査等で撮影する写真データを写真台帳として納品する場合は、「デジタル写真管理情報基準（案）」に準拠して、成果品を作成するものとする。 </div> <p>写真ファイルの取り扱いについて、写真データを写真台帳として納入する場合は、H20年 5月に改訂されたデジタル写真管理情報基準（案）に準拠することを原則とする。写真台帳形式以外のものについては、以下の扱いとする。</p> <p>（中略）</p> <p>4-4 成果品について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 電子納品成果の提出は、CD-Rに納めた電子データを2部（正・副）提出するとともに製本版1部（報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部）を納品するものとする。 </div> <p>（中略）</p> <p>2) 使用する電子媒体は、CD-Rを基本とするが、受発注者の協議によりDVD-Rを使用してもよいものとする。</p> <p>3) CD-Rのフォーマットは、ISO9660フォーマット（レベル1）とする。DVD-Rを使用する場合のフォーマットは、UDF（UDF Bridge）とする。</p> <p>4) 電子成果品（CD-R）は、正・副各一部ずつを納めるものとする。</p> <p>5) 電子成果品（CD-R）に用いるラベルには、以下のような情報を明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書コード（奈良県土木事務管理システムの施行番号「13桁」） ・ 業務名称、業務箇所地名 	<p>・変更 デジタル写真管理情報基準(案)の策定年月の変更</p> <p>・削除 試行案件を削除</p> <p>・削除 成果品の中から“原図一式”を削除</p> <p>・追加 協議によりDVD-Rの使用を認める</p> <p>・追加 DVD-Rのフォーマットは、ISO9660の規格も読み込めるUDF Bridgeとする。</p> <p>・追加 間違いが多いためラベルの設計書コードの説明を追加</p>

(P15) 5. 書類検査について

現行（平成17年4月版）

5. 電子成果品の作成

5-1 電子成果品の受け取りから保管までの流れ

電子媒体の受け取りから保管までの全体フローは当面の間、図5-1に示すとおりである。

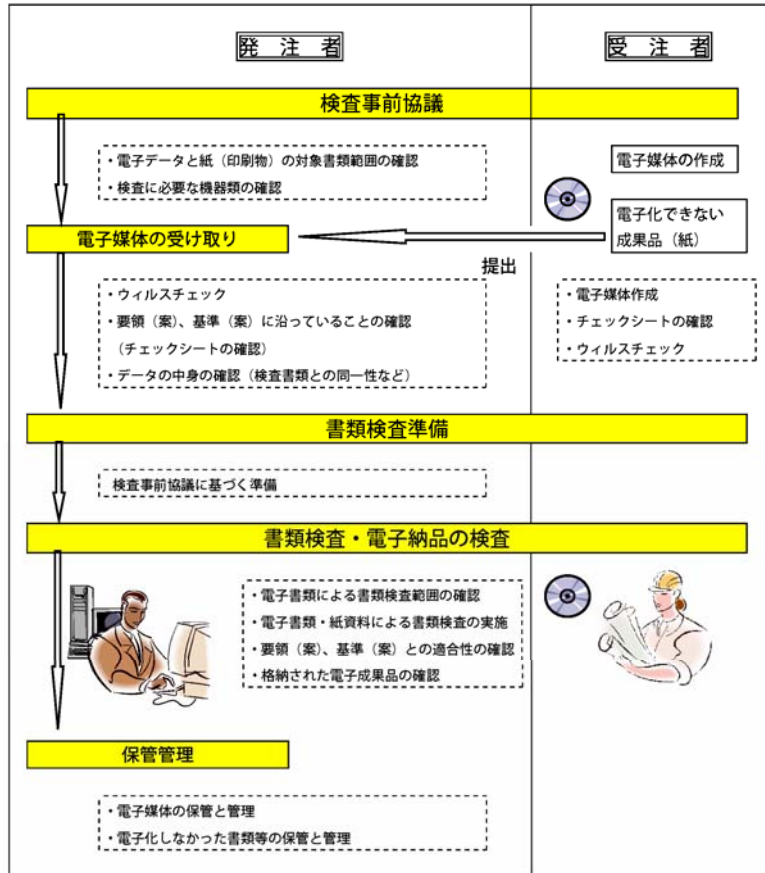


図 5-1 電子成果品の検査の流れ

改定（平成25年8月版）

5. 電子成果品の作成

5-1 電子成果品の受け取りから保管までの流れ

電子媒体の受け取りから保管までの全体フローは当面の間、図5-1に示すとおりである。

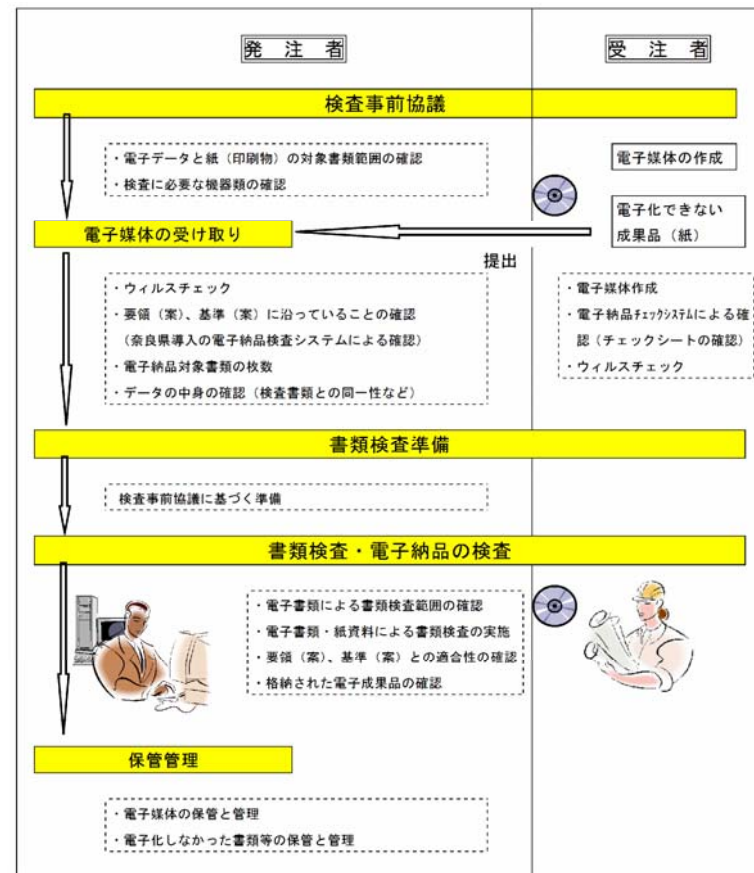


図 5-1 電子成果品の検査の流れ

・**削除**
特に必要のない記述のため削除

・**追加**
受注者側に提出前に電子納品チェックシステムによる確認作業を追加

・**追加**
発注者側でも奈良県導入の電子納品検査システム（電納ヘルパー発注者版）での確認作業を追加

(P16) 5. 書類検査について		
現行（平成 17 年 4 月版）	改 定（平成 25 年 8 月版）	適 用
<p>5-3 準備と実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため、事前に受発注者で協議を行い、協議結果を受注者が「検査前協議チェックシート」（別紙 2）に記録し、発注者に提出すること。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「要領」どおりに電子媒体が作成されているかどうかの確認は、発注者側担当者への提出に先立って、受注者側の担当が行うものとする。 2) 発注者側の担当者は、書類検査に先立って受注者側から提出された電子媒体に対して電子化された成果品の内容確認、及び検査用ソフトウェアを用いて各要領（案）、基準（案）に沿って作成されていることを確認する。 3) 書類検査を行うための準備（機器環境等）は、原則として発注者が行う。ただし、受注者が希望する場合においては、受注者に準備を実施させることができる。 4) 検査時における書類の閲覧は、市販の一般的なソフトウェアの機能を利用して行う。書類検査に使用するソフトウェアの種類について、受発注者間で事前に確認を行っておく必要がある。 特別なソフトウェアを使用する場合には、機器（PC等）を含めて受注者により準備を行うこととする。 <p>5-4 電子成果品のチェック</p> <p>（中略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 外観チェック 目視により、電子成果品の破損、ラベルの記述をチェックする。 2) ウィルスチェック 各ファイルにウィルスが含まれていないかを、ウィルスチェックソフトを利用して確認する。 3) XMLファイル等のチェック チェックソフトを利用して、電子成果品が各要領（案）、基準（案）に沿って作成されているかを確認する。 4) CADデータのチェック チェックソフトを利用して、CAD製図基準（案）に沿って作成されているかを確認する。 	<p>5-3 準備と実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため、事前に受発注者で協議を行い、協議結果を受注者が「検査前協議チェックシート」（別紙 2）に記録し、発注者に提出すること。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本ガイドラインおよび各要領(案)、基準(案)に従い、電子媒体が作成されているかどうかの確認は、発注者側担当者への提出に先立って、受注者側の担当が行うものとする。可能であれば、受注者が使用した電子納品システムで確認したチェックシートの提出を行う。 2) 発注者側の担当者は、書類検査に先立って受注者側から提出された電子媒体に対して電子化された成果品の内容確認を行うとともに、奈良県導入の電子納品検査システムを用いて本ガイドラインおよび各要領(案)・基準(案)に沿って作成されていることを確認する。 3) 書類検査を行うための準備（機器環境等）は、原則として発注者が行う。ただし、受注者が希望する場合や検査場所等により発注者側での準備が困難な場合は、受発注者で協議する。 4) 検査時における書類の閲覧は、基本的に発注者が用意する PC に搭載されている奈良県導入の電子納品検査システムやその他ソフトウェアを利用して行う。特別なソフトウェアを使用する場合には、機器（PC等）を含めて受注者により準備を行うこととする。 <p>5-4 電子成果品のチェック</p> <p>（中略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 外観チェック 目視により、電子成果品の破損、ラベルの記述をチェックする。 2) ウィルスチェック 各ファイルにウィルスが含まれていないかを、ウィルスチェックソフトを利用して確認する。 3) XML ファイル等のチェック 奈良県導入の電子納品検査システムを利用して、電子成果品が本ガイドラインおよび各要領(案)・基準(案)に沿って作成されているかを確認する。 4) CAD データのチェック 奈良県導入の電子納品検査システムを利用して、CAD 製図基準（案）に沿って作成されているかを確認する。 	<p>適用</p> <p>・追加 本ガイドラインの記述を追加</p> <p>・追加 奈良県導入の電子納品検査システムを用いて確認する記述を追加</p> <p>・追加 奈良県導入の電子納品検査システムを用いて確認する記述を追加</p>

(P16) 6. 電子納品の実施にあたっての留意事項等	改定（平成25年8月版）	適用
<p data-bbox="421 229 689 256">現行（平成17年4月版）</p> <p data-bbox="145 312 669 341">6. 電子納品の実施にあたっての留意事項等</p> <p data-bbox="145 351 430 379">6-1 特記仕様書の対応</p> <p data-bbox="197 391 963 472">成果品を規定する共通仕様書等を電子納品に対応するように改定するまでは、電子納品実施のために必要な措置を特記仕様書で対応する。 土木設計業務等を対象とした特記仕様書の記述例を以下に示す。</p> <p data-bbox="159 502 533 529">土木設計業務等を対象とした特記仕様書例</p> <div data-bbox="174 531 954 1034" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="174 531 358 557">第〇〇条（電子納品）</p> <p data-bbox="215 560 524 584">本業務は、電子納品対象業務とする。</p> <p data-bbox="197 587 925 638">電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。</p> <p data-bbox="197 641 954 750">ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（以下、要領）及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p data-bbox="215 753 945 778">なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議すること。</p> <p data-bbox="174 810 394 836">第〇〇条（成果品の提出）</p> <p data-bbox="197 839 954 920">成果品は「要領」に基づいて作成した電子データを従来方式の原稿に代わるものとしてCD-Rに納め2部提出するとともに製本版1部（報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部）と原図1式を納品する。</p> <p data-bbox="197 924 954 975">「要領」で特に記載が無い項目については、調査（監督）職員と協議のうえ決定するものとする。</p> </div> <p data-bbox="145 1077 403 1106">6-2 積算上の考え方</p> <p data-bbox="170 1128 887 1153">電子納品の成果品に係わる積算上の考え方については、当面、以下のとおりとする。</p> <div data-bbox="181 1169 947 1286" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="197 1185 947 1268">測量業務成果品の電子納品に係わる費用については、現行の諸経費率で対応する。 地質調査業務及び設計業務等成果品の電子納品に係わる費用については、現行の「印刷製本費」を「電子成果品等作成費」と改め、現行の積算とする。</p> </div>	<p data-bbox="999 312 1128 341">6. その他</p> <p data-bbox="1043 386 1124 414">（削除）</p> <p data-bbox="999 1077 1261 1106">6-2 積算上の考え方</p> <p data-bbox="1016 1128 1680 1153">電子納品の成果品に係わる積算上の考え方については、以下のとおりとする。</p> <div data-bbox="1016 1169 1823 1259" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1016 1185 1738 1211">測量業務成果品の電子納品に係わる費用については、現行の諸経費率に含まれます。</p> <p data-bbox="1016 1220 1814 1246">地質調査業務及び設計業務等成果品の電子納品に係わる費用については、現行の積算とする。</p> </div>	<p data-bbox="1861 306 2047 365">・変更 タイトルの変更</p> <p data-bbox="1861 435 2141 558">・削除 共通仕様書に電子納品の記載があるため項目毎削除</p> <p data-bbox="1861 1109 2141 1200">・修正 積算上の考え方を一部修正</p>